建築設備点検業務仕様書

１　委託業務名称　　建築設備点検業務

２　点検対象施設施設名・所在地・構造・規模（延床面積・敷地面積）

	施設名	所在地	構造	延床面積	敷地面積
①	弘前労働基準監督署庁舎	弘前市南富田町５－１	RC-2	426.80㎡	1027.82㎡
②	弘前公共職業安定所庁舎	弘前市南富田町５－１	RC-2	1027.60㎡	4216.12㎡
③	むつ公共職業安定所庁舎	むつ市若松町10－３	RC-2	667.67㎡	2656.09㎡
④	青森公共職業安定所庁舎	青森市中央２丁目10－10	RC-2	1963.57㎡	3301.81㎡
⑤	八戸公共職業安定所庁舎	八戸市沼館４丁目７－120	RC-2	1556.19㎡	3486.31㎡
⑥	野辺地公共職業安定所庁舎	上北郡野辺地町昼場12－１	RC-2	797.76㎡	1802.16㎡
⑦	五所川原公共職業安定所庁舎	五所川原市敷島町37－６	RC-2	789.45㎡	2663.70㎡
⑧	三沢公共職業安定所庁舎	三沢市桜町３丁目１－22	RC-2	959.80㎡	1105.70㎡
⑨	黒石公共職業安定所庁舎	黒石市緑町２丁目214	RC-2	772.64㎡	2000.13㎡
⑩	五所川原署職員宿舎	五所川原市蘇鉄42－６	RC-2	265.68㎡	439.49㎡
⑪	五所川原宿舎	五所川原市松島町７－62－１	RC-2	283.16㎡	667.96㎡
⑫	むつ宿舎	むつ市大曲１丁目２－１	RC-3	443.46㎡	714.52㎡
⑬	三沢職安宿舎	三沢市桜町３丁目１－９	RC-3	427.68㎡	713.23㎡
⑭	十和田北園宿舎	十和田市西十一番町４０－４２	RC-3	850.72㎡	1573.61㎡

※⑭の十和田北園宿舎については、労働局職員が入居する部屋（３室）

※宿舎の入居状況

⑩４室中入居０

⑪４室中入居０

⑫６室中４室入居

⑬６室中５室入居

３　委託条件　　一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備検査員の資格を有する者を技術者として配置すること。

４　業務内容　　（１）建築基準法第12条第４項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第２項に基づく点検。（建築設備点検）

（２）官公庁施設の建設等に関する法律第13条第１項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」に規定する支障がない状態を確認するための点検。

５　成果物　　以下の成果物を施設ごとにＡ４ファイル１冊に編纂し２冊提出するものとする。

・「点検及び確認記録（総括表）」

・「点検マニュアルチェックシート」

・「点検マニュアルチェックシート別紙」

（異常箇所の平面図表示及び写真添付）

・その他、監督職員の指示するもの

６　履行期間　　契約締結日の翌日～令和９年３月３１日（水）まで

７　その他　　**（業務内容・成果物について）**

・各建築物の図面は、青森労働局総務課において閲覧に供することができる。
　また、貸与（ＣＤ－ＲＯＭ）もできる。※一部図面が無い場合も有る。

・作業時間は、午前９時から午後５時までの間とし、原則として土曜、日曜、祝日および年末年始の閉庁日（令和８年１２月２８日～令和９年１月３日）は作業しないこと。ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。

・宿舎は入居・未入居に関わらず原則として通水等（電気・ガス・水道を開栓すること）したうえで点検を行うこと。

・未入居宿舎を点検する場合における電気・ガス・水道の開栓（開設）及び閉鎖等の手続き一切については**受注者が行うこと。**

・未入居宿舎の点検に必要な光熱水料費（電気・ガス・水道等）は受注者が負担することとし、その費用は受注者から電気会社等に直接支払うこと。

・上記２の⑭十和田北園宿舎は、労働局職員の入居室及び通路等を点検すること。

・受注者は、作業実施に当たり事故のないよう安全作業に努めること。

・成果物の提出は**令和９年３月末必着**とする。

（守秘義務・法令順守・責任について）

・本業務の履行に当たっては、関係する諸法令を遵守すること。

・国が貸与する資料等に関しては、十分注意を払い、情報の流出等が生じないよう管理を徹底すること。また、契約期間中及び契約終了後においても、業務で知りえた情報及び成果物の内容は、他に漏らす又は他の目的に使用してはならない。

・業務実施中に発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者がその責任を負うこと。

・受注者は、建造物等に損傷を与えた場合は、速やかに監督職員（発注者が指名する職員）に連絡し、発注者の指示に基づき原状回復すること。

・受注者は、受注者の技術員等が発注者の敷地内でする行為の全てについて責任を負うものとする。

・業務完了までに要する一切の費用は、受託者がこれを負担する。

（連絡体制・工程管理について）

・業務実施中に疑義が生じた場合には、監督職員に報告の上、指示に従うこと。

・本仕様書により難い事情が生じたときは、速やかに監督職員と協議し、必要な措置をとらなければならない。

・受注者は、本業務について監督職員から質問を受けた場合において、誠実に対応すること。

・受注者は業務責任者を配置し、発注者及び監督職員との連絡調整を円滑に行い、発注者及び監督職員が指定する日時及び期間を遵守すること。

・受注者は**事前に点検に関する日程表の作成もしくは作業日時を発注者及び監督職員へ通知し、やむを得ず日時を変更する場合は事前承諾を受けること。**

業務名称	建築設備点検業務

種別	仕様	数量･単位	備考
建築設備点検業務	14施設	14式	
換気設備点検			※排煙設備なし。
非常用照明設備			
給排水設備			
報告書作成		１式	施設ごとに２部作成。

特殊建築物調査業務仕様書

１　委託業務名称　　特殊建築物調査業務

２　点検対象施設施設名・所在地・構造・規模（延床面積・敷地面積）

	施設名	所在地	構造	延床面積	敷地面積
①	弘前公共職業安定所庁舎	弘前市南富田町５－１	RC-2	1027.60㎡	4216.12㎡
②	むつ公共職業安定所庁舎	むつ市若松町10－３	RC-2	667.67㎡	2656.09㎡
③	青森公共職業安定所庁舎	青森市中央２丁目10－10	RC-2	1963.57㎡	3301.81㎡
④	八戸公共職業安定所庁舎	八戸市沼館４丁目７－120	RC-2	1556.19㎡	3486.31㎡
⑤	野辺地公共職業安定所庁舎	上北郡野辺地町昼場12－１	RC-2	797.76㎡	1802.16㎡
⑥	五所川原公共職業安定所庁舎	五所川原市敷島町37－６	RC-2	789.45㎡	2663.70㎡
⑦	三沢公共職業安定所庁舎	三沢市桜町３丁目１－22	RC-2	959.80㎡	1105.70㎡
⑧	黒石公共職業安定所庁舎	黒石市緑町２丁目214	RC-2	772.64㎡	2000.13㎡

３　委託条件　　一級建築士若しくは二級建築士又は特殊建築物等調査の資格を有する者を技術者として配置すること。

４　業務内容　　（１）建築基準法第12条第２項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第１項に基づく点検。（特殊建築物調査）

（２）官公庁施設の建設等に関する法律第13条第１項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」に規定する支障がない状態を確認するための点検。

５　成果物　　以下の成果物を施設ごとにＡ４ファイル1冊に編纂し２冊提出するものとする。

- 「点検記録（総括表）」
- 「点検マニュアルチェックシート」
- 「点検マニュアルチェックシート別紙」
 （異常箇所の平面図表示及び写真添付）
- その他、監督職員の指示するもの

６　履行期間　　契約締結日の翌日～令和９年３月３１日（水）まで

７　その他　　**（業務内容・成果物について）**

- 各建築物の図面は、青森労働局総務課において閲覧に供することができる。
 また、貸与（ＣＤ－ＲＯＭ）もできる。※一部図面が無い場合も有る。
- 作業時間は、午前９時から午後５時までの間とし、原則として土曜、日曜、祝日および年末年始の閉庁日（令和８年１２月２８日～令和８年１月３日）は作業しないこと。ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- 国が貸与する資料等に関しては、十分注意を払い、情報の流出等が生じないよう管理を徹底すること。また、契約期間中及び契約終了後においても、業務で知りえた情報及び成果物の内容は、他に漏らす又は他の目的に使用してはならない。
- 受注者は､作業実施に当たり事故のないよう安全作業に努めること。
- 成果物の提出は**令和９年３月末必着**とする。

（法令順守、守秘義務、責任について）

・本業務の履行に当たっては、関係する諸法令を遵守すること。

・業務実施中に発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者がその責任を負うこと。

・受注者は、建造物等に損傷を与えた場合は、速やかに監督職員（発注者が指名する職員）に連絡し、発注者の指示に基づき原状回復すること。

・業務完了までに要する一切の費用は、受託者がこれを負担する。

（連絡体制・工程管理について）

・業務実施中に疑義が生じた場合には、監督職員に報告の上、指示に従うこと。

・本仕様書により難い事情が生じたときは、速やかに監督職員と協議し、必要な措置をとらなければならない。

・受注者は、本業務について監督職員から質問を受けた場合において、誠実に対応すること。

・受注者は、受注者の技術員等が発注者の敷地内でする行為の全てについて責任を負うものとする。

・事前に点検に関する日程表の作成もしくは作業日時を監督職員へ通知すること。やむを得ず日時を変更する場合は事前承諾を受けること。

業務名称	特殊建築物調査業務

種別	仕様	数量･単位	備考
特殊建築物調査業務	８施設	１式	
報告書作成		１式	施設ごとに２部作成。